

つくば市分別収集計画

(第十一期：令和8年度～令和12年度)

令和7年(2025年)8月

つくば市

目次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	3
3	計画期間	3
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分	6
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物及び製品プ ラスチックの量の見込み	7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込 みの算定方法	9
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	10
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	11
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

つくば市分別収集計画

令和7年(2025年)8月26日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済及びライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体が、それぞれの立場でその役割を認識し履行していくことが重要である。

つくば市（以下、「市」という。）では、令和7年（2025年）3月に「つくば市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、基本理念『資源循環から持続可能な社会を目指すまち』のもと、廃棄物の減量化及び資源化促進のための取組を行っている。また、分別をより一層進めることで、ごみの焼却量を削減する取組も進めている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、焼却処理量及び最終処分量の削減を図る目的で策定したものであり、市民、事業者、行政等、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画の実施に当たっては、つくば市一般廃棄物処理基本計画に掲げる基本理念「資源循環から持続可能な社会をめざすまち」のもと、以下の基本方針に基づき、市民・事業者と連携してごみ減量・リサイクルに取り組み、循環型社会の形成を目指すものとする。

基本方針 1：地域全体での協働
持続可能な社会を形成するために、市民・事業者・行政の協働を進めます。取組においては行政のみではなく、地域の市民や事業者の民間活力も積極的に活用し、役割分担の中でより良い取組を目指します。
基本方針 2：3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
ごみの発生段階、排出段階、処理段階における減量化、資源化の推進により一層取り組むことにより、循環型社会の形成を目指します。
基本方針 3：適正な処理・処分体制の構築
安全かつ適切な処理・処分体制を構築し、環境負荷の低減と処理コストの削減を目指します。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年(2026 年)4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度（2028 年度）に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み
(法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	16,272t	16,348t	16,320t	16,322t	16,315t
製品プラスチック	534t	538t	542t	544t	546t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 啓発事業の強化

ア 市広報紙、市ホームページ、区会回覧のほか、3Rニュース、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等様々な媒体を用いて、ごみの処理状況等の情報を提供することにより実情を認識してもらうとともに、ごみの適切な分別や減量についての周知・啓発を実施する。

イ 区会や市民団体等に対して出前講座を実施し、市のごみ処理の現状を伝えるとともに、ごみの分別とリサイクルに関する情報提供を行う。

ウ 廃棄物の減量や資源化の推進に当たり、排出者の3R意識の向上が大切なため、イベント等でのPRを実施し、各種団体等と連携した各種キャンペーンや環境プログラムの拡充を図る。

エ プラスチック製容器包装について、令和6年度に実施した市民アンケートにより、洗浄の要否や分別が分かりにくい等の課題が指摘されているため、より分かりやすい情報提供と周知啓発に努める。

(2) 環境教育の推進

- ア つくばサステナスクエアの施設見学を行い、実際の市のごみ処理過程への理解を深めてもらい、ごみの分別排出及び減量に対する意識向上を図る。
- イ 小中学校に牛乳パック回収ボックスを設置し、児童・生徒の家庭から排出される牛乳パックを回収し、リサイクルを行うことにより、環境意識の向上を図る。
- ウ 小中学校への出前講座の実施により、小中学生がごみを身近な問題として理解を深め、自ら行動を起こせるよう、ごみの減量、分別に対する意識を高める。講座の実施に当たっては、学校の授業内容と市の現状に見合った講座の展開に努める。

(3) 過剰包装の抑制

- ア 量り売りや過剰包装の抑制を実施している事業者等を優良事業者として認定する制度を設け、市として広報することにより、活動を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装
 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別
 収集をする容器包装廃棄物の種類を、下表左欄のように定める。

また、市民の協力度や市が所有する選別施設の能力等を勘案し、収集に
 係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をするときの 容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって、飲料を充填する ためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されて いるものを除く)	古紙(紙パック)
主として段ボール製の容器	古紙(段ボール)
主としてポリエチレンテレフタレート製の 容器であって、飲料やしょうゆ等を充填する ためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であっ て上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	174t		175t		176t		177t		178t	
主としてアルミ製の容器	307t		309t		311t		312t		313t	
無色のガラス製容器	(合計) 99t		(合計) 100t		(合計) 101t		(合計) 101t		(合計) 101t	
	(引渡) 0t	(独自) 99t	(引渡) 0t	(独自) 100t	(引渡) 0t	(独自) 101t	(引渡) 0t	(独自) 101t	(引渡) 0t	(独自) 101t
茶色のガラス製容器	(合計) 166t		(合計) 167t		(合計) 168t		(合計) 169t		(合計) 170t	
	(引渡) 0t	(独自) 166t	(引渡) 0t	(独自) 167t	(引渡) 0t	(独自) 168t	(引渡) 0t	(独自) 169t	(引渡) 0t	(独自) 170t
その他のガラス製容器	(合計) 147t		(合計) 148t		(合計) 149t		(合計) 150t		(合計) 151t	
	(引渡) 147t	(独自) 0t	(引渡) 148t	(独自) 0t	(引渡) 149t	(独自) 0t	(引渡) 150t	(独自) 0t	(引渡) 151t	(独自) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの	0t									
主として段ボール製の容器	1,455t		1,466t		1,475t		1,482t		1,487t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0t									
	(引渡) 0t	(独自) 0t								

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又はしょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	（合計）708t		（合計）713t		（合計）717t		（合計）721t		（合計）724t	
	（引渡） 147t	（独自処理） 561t	（引渡） 148t	（独自処理） 565t	（引渡） 149t	（独自処理） 568t	（引渡） 150t	（独自処理） 571t	（引渡） 151t	（独自処理） 573t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	（合計）742t		（合計）748t		（合計）752t		（合計）755t		（合計）758t	
	（引渡） 742t	（独自処理） 0t	（引渡） 748t	（独自処理） 0t	（引渡） 752t	（独自処理） 0t	（引渡） 755t	（独自処理） 0t	（引渡） 758t	（独自処理） 0t
（うち白色トレイ）	（合計）0t									
	（引渡） 0t	（独自処理） 0t								
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	（合計）0t									
	（引渡） 0t	（独自処理） 0t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は、令和5年度に実施した市の人口推計（小地域・1歳階級）より、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
267,077人 (対前年度比)	269,165人 (対前年度比)	270,785人 (対前年度比)	272,027人 (対前年度比)	272,969人 (対前年度比)
101.09%	100.78%	100.60%	100.46%	100.35%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を継続して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん	市の委託業者 による定期回 収	市（選別・圧縮・ 保管）
	アルミ製容器			
製 容 器 ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん	市の委託業者 による定期回 収	市（選別・保管）
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	古紙 （段ボール）	市の委託業者 による定期回 収	市（選別・保管）
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	市の委託業者 による定期回 収	市（圧縮・保管）
	プラスチック製容器包 装	プラスチック 製容器包装	市の委託業者 による定期回 収	市（選別・圧縮・ 保管）

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物の処理施設については、以下のとおりとする。

かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、つくば市リサイクルセンター内で選別・圧縮・保管を行う。古紙については資源化施設内で選別・保管を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、市民や事業者等で構成されたつくば市一般廃棄物減量等推進審議会にて進捗状況や目標達成状況等を報告し、実施状況の検証を行う。

(2) 資源物集団回収に対する奨励金を交付し、資源化促進に取り組んでいる区会や市民団体等の活動を支援する。

(3) 分別収集計画記載事項の実績を確認及び記録し、適切な分別収集計画の策定を図る。

(4) ごみとして排出されたプラスチックの有効活用をより進めるため、製品プラスチックの分別収集・再商品化、民間活用も含めた拠点回収の実施検討、有効活用の可能性調査など、実効性のある手法を調査研究する。加えて、現行のプラスチック製容器包装のみを分別収集するシステムから、製品プラスチックを含めたプラスチック類全体を視野に入れた新しい資源化システムへの再構築とその実施に向けた検討を進める。